自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について　新旧対照表

別添

新	旧
国官運安第１５６号 国自安第８８号 国自旅第１６３号 国自貨第９５号 平成２１年１０月１６日 一部改正　平成２３年　６月１４日 一部改正　平成２５年　７月２２日 一部改正　平成２５年　９月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２９年　１月１３日 一部改正　平成３０年　５月　９日	国官運安第１５６号 国自安第８８号 国自旅第１６３号 国自貨第９５号 平成２１年１０月１６日 一部改正　平成２３年　６月１４日 一部改正　平成２５年　７月２２日 一部改正　平成２５年　９月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２９年　１月１３日
各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿	各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿
大臣官房運輸安全監理官 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長	大臣官房運輸安全監理官 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長
自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について	自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について
運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成１８年１０月から導入された。 今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。 なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成１８年９月２７日付け国自総第３２１号、国自旅第１８０号、国自貨第８４号）は、廃止する。	運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成１８年１０月から導入された。 今般、制度導入後、これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たっての新たな取扱いを定め、これに従って制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）においては、制度運営に遺憾なきを期されるとともに、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたい。 なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成１８年９月２７日付け国自総第３２１号、国自旅第１８０号、国自貨第８４号）は、廃止する。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。 記 Ⅰ　運輸安全マネジメントの実施 １．・２．　（略） ３．運輸安全マネジメントの評価について 国土交通省（本省及び各地方運輸局）は、事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメント評価」という。）を実施し、事業者の運輸安全マネジメントの浸透・定着状況を確認し、必要に応じて助言等を行う。 （１）マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関 ①　規程等義務付け事業者のうち、事業用自動車を２００両以上保有している一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに事業用自動車を３００両以上保有している一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者に対しては、原則として本省大臣官房運輸安全監理官室がマネジメント評価を実施し、必要に応じて地方運輸局も参画する。 その他の規程等義務付け事業者に対しては、地方運輸局がマネジメント評価を実施する。 ②　規程等義務付け外事業者に対しては、地方運輸局がマネジメント評価を実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性の水準が低いと認められる以下の事業者を優先的に実施する。 イ　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を１００両以上保有する一般乗合旅客自動車運送事業者 ロ　専ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者 ハ　第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者 ニ　危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業者 ３．（２）～４．（略） 附則　（略） 附則（平成３０年５月９日　国官運安第３４号、国自安第１４号、国自旅第３０号、国自貨第１３号） この通達は、平成３０年５月９日から施行する。 別添１～５（略）	なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。 記 Ⅰ　運輸安全マネジメントの実施 １．・２．　（略） ３．運輸安全マネジメントの評価について 国土交通省（本省及び各地方運輸局）は、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメント評価」という。）を行い、その実施状況を確認し、必要に応じ、事業者に対し助言等を行う。 （１）マネジメント評価対象事業者及び評価実施機関 ①　規程等義務付け事業者については、そのうち規模の大きい４０社程度の事業者について、本省大臣官房運輸安全監理官室がマネジメント評価を実施し、必要に応じ地方運輸局も参画する。 その他の規程等義務付け事業者については、地方運輸局がマネジメント評価を実施する。 ②　規程等義務付け外事業者については、地方運輸局においてマネジメント評価を実施することとし、当面、公共性が高い、又は安全性のレベルが低いと認められる次の事業者から優先的に実施する。 イ　一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を１００両以上保有する一般乗合旅客自動車運送事業者 ロ　専ら都市間の移動を目的として高速道路を使用して運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者 ハ　第一当事者となる死亡事故を惹起した事業者 ニ　危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した貨物自動車運送事業者 ３．（２）～４．（略） 附則　（略） 別添１～５（略）